

生命保険を受け取る時の税金についての注意点

税金がかかる生命保険、かからない生命保険

生命保険で受け取るお金には「相続税」「所得税」「贈与税」のいずれかの税金がかかります。これは、**契約者**(=保険料を負担する人)、**被保険者**(=保険の対象者)、**受取人**(=保険金を受け取る人)の**関係と支払い理由**により、**課税される税金の種類が異なります**。

◎税金がかかるケース◎

- ①**死亡保険金**・・・被保険者が死亡したときに受け取るのが死亡保険金。**相続税**や**贈与税**がかかる。
- ②**満期保険金**・・・保険が満期を迎え、被保険者が生存していた場合に受け取れるお金。**所得税(一時・雑所得)**や**贈与税**がかかる。
- ③**解約返戻金**・・・保険を途中で解約したときに受け取れるお金。**所得税(一時・雑所得)**がかかる。
- ④**個人年金保険**・・・個人年金の支払いを受けるとき、**所得税(一時・雑所得)**や**贈与税**がかかる。
- ⑤**その他のお祝い金**など・・・保険加入を続けていると、数年ごとに受け取ることができるお金や、生存しているとその途中で受け取れるお金。**所得税(一時所得)**がかかる。

◎税金がかからないケース◎

- ⑥**医療保険**・・・入院したときに受け取る入院給付金や手術給付金、通院時の通院給付金
- ⑦**がん保険**・・・がんと診断され、おけるがん診断金やがんでの入院・通院、手術の給付金
- ⑧**介護保険**・・・介護認定され、給付される介護一時金や介護年金
- ⑨**高度障害保険金**・・・病気・ケガ等で、片腕を失う、両目失明などの重い障害状態となり支払われるもの
- ⑩**リビングニーズ**・・・余命半年と医師より宣告されたときに死亡保障から最大3,000万円まで、死亡時より先に支払われる。

契約者・被保険者・保険受取人の関係でかかる税金が異なる

被保険者	保険料負担者(契約者)	保険金受取人	税金の種類	
A(夫)	A(夫)	B(妻)	相続税	死亡保険金で、夫が亡くなった場合のために死亡保障を夫自身が自分に向け、その受取人を妻にした場合、妻に相続税がかかる ※非課税枠あり
A(妻) 【夫】	B(夫) 【夫】	B(夫) 【夫】	所得税	死亡保険金・満期保険金・解約返戻金で、妻が亡くなった保障を夫がかけ、その受け取りを夫にした場合。又は夫が自分のために保険を自分でかけ、受取も自分。
A(妻)	B(夫)	C(子)	贈与税	死亡保険金・満期保険金・解約返戻金・個人年金で、妻のために保障を夫がかけ、その受け取りを子にした場合

【今月の経営格言】 どんな優れた商品でも、斜陽化してゆくことは避けられない。 by 市倉定（経営コンサルタント）

商品が斜陽化してゆく限り、わが社の現在の商品が、わが社の将来の収益を保証することはできない。とするならば、わが社の将来の収益を得るための商品を、まだ現在の商品の収益力があるうちに開発しておかなければならない。

「一倉定の経営心得」より